－今号の目次－

◆ 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第九報）（令和3年3月29日現在）」が発出される（厚生労働省） 1

◆ 第51回「毎日社会福祉顕彰」推薦のお願い（毎日新聞社会事業団） 3

**◆「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第九報）（令和3年3月29日現在）」が発出される（厚生労働省）**

令和3年3月29日、厚生労働省は標記Q&Aを発出しました。追記・修正された項目の内、主なものは下記のとおりです。

全文は、別添の資料1をご参照ください。

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋）保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第九報）（令和3年3月29日現在）新型コロナウイルス感染症への対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日）」等に基づきお示ししています。今般、質問の多かった事項等について記載を修正しました。【中略】問４　保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。○　新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日付事務連絡）」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。○　その上で、多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのために、一定期間継続して保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分御検討いただきたいと考えています。○　なお、保育士が感染する又は濃厚接触者に指定されるといった出勤不可能な状況でなく、その子どもが通う小学校の休業等のように保育士が出勤可能な状況であるにもかかわらず、子どもの預け先がないなどの理由により、出勤ができず、一定期間保育士が不足する場合については、例えば、子を預けている保育所が臨時休園したことにより休んでいる保育士等が、放課後児童クラブや、その他のサービスを受けることが出来ないか調整したり（※）、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いします。（※）「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について（令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです問18　保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。○　子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）○　感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります（※２）。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでフェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低い可能性があることに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意してください。（※１）WHO とUNICEF による子どものマスク着用に関するガイダンス<https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1>（※２）通所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」<http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf07.pdf> |

**◆第51回「毎日社会福祉顕彰」推薦のお願い**

**（毎日新聞社会事業団）**

毎日新聞社会事業団は、全国の社会福祉関係者および団体の中から、特に優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人・団体に対する顕彰を行っています。

2021年度の第51回の募集が開始されました。顕彰の候補者を推薦しようとする団体または個人は、最寄りの毎日新聞社会事業団、同事業団ホームページ、都道府県社会福祉協議会にある候補推薦用紙に必要事項を記入して、2021年5月31日までに毎日新聞社会事業団へお送りください。

|  |
| --- |
| 第51回「毎日社会福祉顕彰」１．趣 旨この顕彰は1971（昭和46）年、毎日新聞社会事業団の創立60周年を記念して創設され、毎年実施しているものです。全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を表彰し、新しい福祉国家の形成と進展に寄与することを目的としています。２．名 称　　　毎日社会福祉顕彰３．主 催　　　公益財団法人 毎日新聞東京・大阪・西部社会事業団４．後 援　　　厚生労働省、全国社会福祉協議会５．表彰件数　　3件（個人または団体）６．賞　　　　 賞牌と賞金 賞金は総額300万円（ただし、1件について100万円）７．顕彰の対象（１）学 術社会福祉全般あるいは児童、高齢者、心身障害者などの分野について優れた研究論文・資料を作成した個人または団体。（２）技 術社会福祉全般あるいは児童、高齢者、心身障害者などの分野で、独創的な科学技術、プロセスを導入し、効果をあげた個人または団体。（３）創 意社会福祉施設の改善、整備、あるいは福祉活動についての指導、育成養護などの実務面において、独創的な発想、創意、工夫を取り入れ、業績をあげた個人または団体。（４）奉 仕長年にわたって国際福祉、地域福祉または福祉施設、団体、援護を要する個人などに対し、奉仕活動を続け、将来もこれを継続して行う強い意志を持つ個人または団体。（５）勤 勉社会福祉施設等に長年（30年以上）にわたって勤続し、その使命に献身、勉励し、顕著な成績をあげた個人。（６）その他新しい分野を開き、時代のニーズに応える福祉活動を行う個人または団体。その他、上記のどの項目にも該当しないが、社会福祉の分野で顕彰に値する功績をあげ、貢献をした個人または団体。８．審 査審査委員は厚生労働省、全国社会福祉協議会、日本社会福祉学会、毎日新聞社の関係者で構成します。９．表彰者の発表　　　2021年9月中旬（予定）10．候補推薦の方法本顕彰の候補を推薦しようとする団体または個人は、所定の候補推薦用紙（最寄りの毎日新聞社会事業団、都道府県社会福祉協議会にあります。各社会事業団のホームページからもダウンロード可）に所要事項を記入して、下記にお送りください。なお、候補の活動の実績を示す資料や書類などがありましたら、添付してください。添付資料・書類は原則として返却いたしませんのでご了承ください。なお自薦は認めませんのでご注意ください。また候補推薦用紙はA3判のままでご応募ください。審査の都合上、規定以外のサイズでは受け付けできません。11．送付先〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1の1の1　毎日新聞東京社会事業団TEL(03)3213-2674 FAX(03)3213-6744〒530-8251 大阪市北区梅田3の4の5　毎日新聞大阪社会事業団TEL(06)6346-1180 FAX(06)6346-8681〒802-8651 北九州市小倉北区紺屋町13の1　毎日新聞西部社会事業団TEL(093)551-6675 FAX(093)541-800912．推薦の締め切り　　　2021年5月31日 |

　詳細は、下記ホームページをご参照ください。

■公益財団法人毎日新聞東京社会事業団

<https://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/>

■公益財団法人毎日新聞大阪社会事業団

<https://www.mainichi.co.jp/osaka_shakaijigyo/>

■公益財団法人毎日新聞西部社会事業団

<http://www.mainichiseibu-shakaijigyo.biz/>